

酪農学園大学農業経済学科同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、酪農学園大学農業経済学科同窓会と称し、事務局を北海道江別市文京台

緑町582番地1酪農学園同窓生会館内に置く。

第2条 本会は、卒業生の親睦と連携を図り併せて酪農学園大学酪農学部農業経済学科の

充実と発展を期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 同窓会紙の発行
- (2) 卒業生名簿の整備と作成
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

第4条 本会の会員は酪農学園大学酪農学部農業経済学科の卒業生とする。

第5条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦する。

第3章 役員

第6条 本会の役員は、理事及び監事とし、定数は次のとおりとする。

- (1) 理事：卒業期×1名
- (2) 監事：2名

第7条 理事は、各卒業期の会員の互選により、各期1名選出される。

第8条 理事は互選により、1名の会長を選出する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第9条 理事は、会長を除く理事のうち互選により、副会長を選出する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故等で会務を執行できない時はその職務を代行する。

第10条 理事は会長及び副会長を除く理事のうち互選により、常務理事1名を選出する。

2 常務理事は会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長が共に事故等で

会務を執行

できない時は、その職務を代行する。

第 11 条 理事会の組織、運営は次のとおりとする。

- (1) 理事会は理事全員で構成する。
- (2) 理事会は会長が招集する。
- (3) 理事会は年 1 回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に

開催するこ

とができる。

第 12 条 理事会で議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 理事の選任
- (3) 前年度の事業報告及び収支決算
- (4) 当年度の事業計画及び収支予算
- (5) 酪農学園大学同窓会校友会理事及び代議員の選出
- (6) その他会務の執行に必要な事項

第 13 条 監事は理事及び事務局員を除く会員より、理事会において選出する。

第 14 条 監事は、本会の会計及び財産状況を監査し、その結果を理事会に報告しなければ

ならない。

第 15 条 役員任期は、平成 19 年 4 月 1 日を起点とし、3 年とする。

- 2 補充役員及び新規卒業期理事の任期は、第 1 項の残任期間とする。
- 3 役員は再任されることができる。
- 4 第 9 条に定める会長職の任期は、連続 2 期または、通算 6 年以内とする。

第 4 章 事務局

第 16 条 事務局は、本学園に勤務する卒業生をもって構成する。

第 17 条 事務局員は、事務局員の互選により、1 名の事務局長を選出する。

- 2 事務局長は、事務局の会務を総括する。

第 18 条 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 運営理事会に関する業務
- (2) 理事会に関する業務
- (3) 会費徴収に関する業務
- (4) その他、本会運営等に必要な業務